

【通所介護】

入浴介助加算

算定のガイドブック





介護経営ドットコム

目次

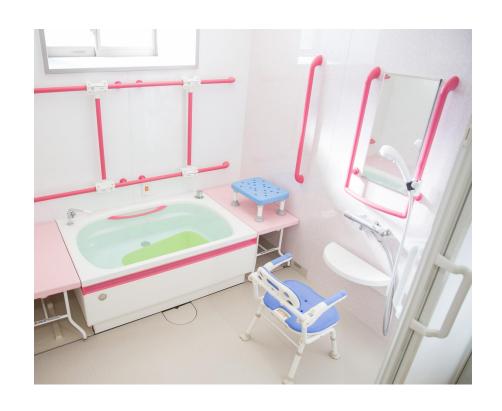
| はじ | じめに | • | • • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 3 | |
|----|-----|------------|------------|-----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|-----|-----|
| 入浴 | 介即 | נחלל | 算と | : は | ? | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 4 | |
| 入浴 | 介即 | נחלל | p O | D単 | 位 | 数 | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 5 | |
| 入浴 | 介即 | 加约 | p O |)算 | 定 | 要 | 件 | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 6 | |
| 入浴 | 介即 | 加约 | 草 | (|) | を | 算 | 定 | す | る | ま | で | の | 流 | れ | • | • | • | • | 7~1 | 2 |
| 入浴 | 介即 | 加约 | 草 0 | D留 | 意 | 点 | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 13 | |
| 入浴 | 介即 | ב לוחלל | 算0 |) Q | 8 | Α | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 14~ | 1 9 |

はじめに

本資料をダウンロード頂きありがとうござ います。

本資料は入浴介助加算について、算定に向けた前提となる情報を把握するために活用いただく資料となっています。

具体的な解釈や申請等については、公表されている最新情報をもとに、所轄官庁へお問い合わせいただきますよう何卒宜しくお願い致します。



入浴介助加算とは?

入浴介助加算とは、通所系サービス事業所において利用者に入浴サービスを提供することで 算定できる加算です。

令和3年度の介護報酬改定では、現行の入浴介助加算の単位数の見直し(改定前+50単位 → 改定後+40単位)と、個別の計画作成などを評価する入浴介助加算(Ⅱ)の区分の創 設が行われました。

入浴介助加算(II)は、利用者の自宅での入浴の自立を図る観点から、利用者宅の浴室の環境等を踏まえた個別の計画を作成して入浴サービスを提供することを評価する区分となっています。

入浴介助加算は全国的に見て、とても算定率の高い加算となっています。入浴介助加算 (Ⅰ)と(Ⅱ)のそれぞれの算定要件を把握し、どちらの区分を算定するのか決めましょう。

入浴介助加算の単位数

| 加算の区分 | 単位数 | | | | | | |
|-------------|--------|--|--|--|--|--|--|
| 入浴介助加算(I) | 40単位/日 | | | | | | |
| 入浴介助加算(Ⅱ) | 55単位/日 | | | | | | |

【参考】

- 対象の利用者が1日あたり30人、1月22営業日、(I)を算定する場合 30人×40単位×22日×@10円 ⇒ 1月あたり26万4千円
- 対象の利用者が1日あたり30人、1月22営業日、(Ⅱ)を算定する場合 30人×55単位×22日×@10円 ⇒ 1月あたり36万3千円

入浴介助加算の算定要件

(1) 算定要件

- 入浴介助を適切に行うことができる人員、設備を有していること。
- 通所介護計画に基づき、入浴介助を行うこと。

(Ⅱ)の算定要件

- 入浴介助を適切に行うことができる人員、設備を有していること。
- 医師等が利用者の居宅を訪問して、浴室における利用者の動作と 浴室の環境を評価していること。
- 必要に応じて、介護支援専門員、福祉用具専門相談員と連携し、 浴室の環境整備に係る助言を行うこと。
- 機能訓練指導員等が共同して、居宅を訪問した医師等と連携し、 利用者の身体の状況、居宅の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴 計画を作成すること。
- → 入浴計画に基づき、個浴等の環境で入浴介助を行うこと。

所轄官庁への届出



利用者・家族への説明、同意



居宅を訪問し、利用者の動作と浴室を評価



個別の入浴計画を作成



入浴介助の実施

所轄官庁への届出

入浴介助加算を算定する際は、所轄官庁に以下のような提出書類を届け出る必要があります。

提出を求められる書類

- 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
- 事業所の平面図
- 入浴設備の写真など

※書類名等は例示です。具体的な書類は所轄官庁へお問い合わせください。

利用者・家族への説明、同意

契約の重要事項説明書には、加算について記載する欄があるので、入浴介助加算について記載し、内容を利用者・家族へ説明し、同意を得ることになります。

【重要事項説明書の記載例】

| 加算 | 単位数 | 算定回数等 |
|------------------|------|-------|
| 入浴介助加算(I) | 〇〇単位 | 1日あたり |
| 入浴介助加算(Ⅱ) | 〇〇単位 | 1日あたり |
| 個別機能訓練加算(I)イ | 〇〇単位 | 1日あたり |
| ADL維持等加算(I) | 〇〇単位 | 1月あたり |
| 科学的介護推進体制加算 | 〇〇単位 | 1月あたり |
| サービス提供体制強化加算(Ⅰ) | 〇〇単位 | 1回あたり |
| 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) | 0.0% | 1月あたり |
| 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) | 0.0% | 1月あたり |

居宅を訪問し、利用者の動作と浴室を評価

入浴介助加算 (Ⅱ) では、利用者が居宅において自身または家族や訪問介護員の介助によって入浴できることを目的としてます。

そのために、利用者の動作及び浴室の環境の評価を行うことができる専門職等が、利用者の 居宅を訪問し、利用者の状態を踏まえ、評価を行います。

利用者の動作及び浴室の環境の評価を行うことができる専門職等

- 医師
- 理学療法士
- 作業療法士
- 介護福祉士
- 介護支援専門員
- 福祉用具専門相談員
- 機能訓練指導員



個別の入浴計画を作成

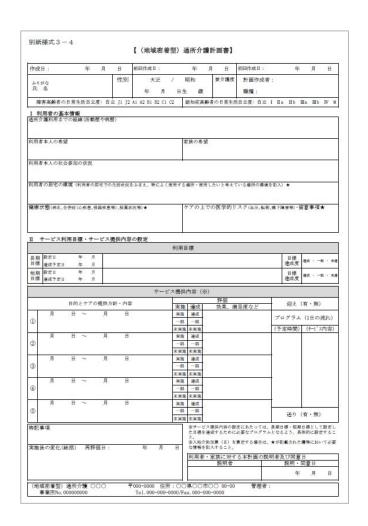
個別の入浴計画の作成のポイント

機能訓練指導員等と利用者の居宅を訪問し評価した者が連携し、利用者の動作及び浴室の環境等を踏まえた うえで、個別の入浴計画を作成します。

また、『個別の入浴計画に相当する内容を通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別の入浴計画の作成に代えることができる』とされています。

通所介護計画は、以下の項目について、入浴に関する 必要な情報を記載することになります。

- 利用者の居宅の環境
- 健康状態
- ケアの上での医学的リスク・留意事項



入浴介助の実施

入浴介助の実施のポイント

- 個別の入浴計画に基づき入浴介助を行う。
- 個浴その他利用者の居宅の状況に近い環境で入浴介助を行う。
- 利用者自身または家族・訪問介護員等の介助によって入浴することができるようになる よう、必要な介護技術を用いて入浴介助を行う。

個浴その他利用者の居宅の状況に近い環境

個浴その他利用者の居宅の状況に近い環境とは、『手すりなど入浴に要する福祉用具等を活用し利用者の居宅の浴室の環境を個別に模したもの』と示されています。

入浴介助加算の留意点

- 入浴介助には、利用者の自立生活支援のための見守り的援助が含まれます。利用者自身の力で入浴し、必要に応じて介助、転倒予防のための声かけ、気分の確認などを行い、 結果として身体に直接接触する介助を行わなかった場合でも加算を算定することができます。
- 通所介護計画上、入浴の提供が位置付けられていても、利用者側の事情によって入浴を 実施しなかった場合は入浴介助加算を算定できません。
- 入浴介助加算(Ⅱ)における利用者の居宅の評価の結果、評価した者が利用者自身または家族・訪問介護員等の介助により居宅での入浴が『可能』と判断した場合、通所介護事業所に対してその旨を情報共有します。
- 入浴介助加算(Ⅱ)における利用者の居宅の評価の結果、評価した者が利用者自身または家族・訪問介護員等の介助により居宅での入浴が『難しい』と判断した場合、居宅介護支援事業所や福祉用具貸与事業所と連携し、福祉用具の貸与・購入、住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言を行うことが求められています。

令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.8)令和3年4月26日 問1

Q.

入浴介助加算(Ⅱ)は、利用者が居宅において利用者自身で又は家族等の介助により入浴を行うことができるようになることを目的とするものであるが、この場合の「居宅」とはどのような場所が想定されるのか。

Α.

- ・利用者の自宅(高齢者住宅(居室内の浴室を使用する場合のほか、共同の浴室を使用する場合も含む。)を含む。)のほか、利用者の親族の自宅が想定される。なお、自宅に浴室がない等、具体的な入浴場面を想定していない利用者や、本人が希望する場所で入浴するには心身機能の大幅な改善が必要となる利用者にあっては、以下①~⑤をすべて満たすことにより、当面の目標として通所介護等での入浴の自立を図ることを目的として、同加算を算定することとしても差し支えない。①通所介護等事業所の浴室において、医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、介護支援専門員等(利用者の動作及び
- 沿室の環境の評価を行うことができる福祉用具専門相談員、機能訓練指導員を含む。)が利用者の動作を評価する。
- ②通所介護等事業所において、自立して入浴することができるよう必要な設備(入浴に関する福祉用具等)を備える。
- ③通所介護等事業所の機能訓練指導員等が共同して、利用者の動作を評価した者等との連携の下で、当該利用者の身体の状況や通所介護等事業所の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成する。なお、個別の入浴計画に相当する内容を通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別の入浴計画の作成に代えることができるものとする。
- ④個別の入浴計画に基づき、通所介護等事業所において、入浴介助を行う。
- ⑤入浴設備の導入や心身機能の回復等により、通所介護等以外の場面での入浴が想定できるようになっているかどうか、個別の利用者の状況に照らし確認する。
- ・なお、通所リハビリテーションについても同様に取り扱う。

令和3年度介護報酬改定に関するO&A (Vol.8) 令和3年4月26日 問2

Q.

入浴介助加算(II) について、医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、介護支援専門員等(利用者の動作及び浴室の環境の評価を行うことができる福祉用具専門相談員、機能訓練指導員を含む。) が利用者の居宅を訪問し、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価することとなっているが、この他に評価を行うことができる者としてどのような者が想定されるか。

Α.

- ・地域包括支援センターの担当職員、福祉・住環境コーディネーター2級以上の者等が想定される。
- ・なお、通所リハビリテーションについても同様に取扱う。

令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.8) 令和3年4月26日 問3

Q.

入浴介助加算(II) については、算定にあたって利用者の居宅を訪問し、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価することとなっているが、この評価は算定開始後も定期的に行う必要があるのか。

Α.

当該利用者の身体状況や居宅の浴室の環境に変化が認められた場合に再評価や個別の入浴計画の見直しを行うこととする。

令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.8)令和3年4月26日 問4

Q.

入浴介助加算(II)では、個別の入浴計画に基づき、個浴その他の利用者の居宅の状況に近い環境にて、入浴介助を行うこととなっているが、この場合の入浴介助とは具体的にどのような介助を想定しているのか。

Α.

利用者の入浴に係る自立を図る観点から、入浴に係る一連の動作のうち、利用者が自身の身体機能のみを活用し行うことができる動作については、引き続き実施できるよう見守り的援助を、介助を行う必要がある動作については、利用者の状態に応じた身体介助を行う。なお、入浴介助加算(II)の算定にあたっての関係者は、利用者の尊厳の保持に配慮し、その状態に応じ、利用者自身で又は家族等の介助により入浴ができるようになるよう、常日頃から必要な介護技術の習得に努めるものとする。

く参考:利用者の状態に応じた身体介助の例〉 ※以下はあくまでも一例であり、同加算算定に当たって 必ず実施しなければならないものではない。

○座位保持ができるかつ浴槽をまたぐ動作が難しい利用者が浴槽に出入りする場合

| 利用者の動作 | 介助者の動作 | | | | | | |
|-----------------------------------|---|--|--|--|--|--|--|
| | シャワーチェア (座面の高さが浴槽の高さと同等のもの) 、浴槽用手すり、浴槽内いすを準備する。 | | | | | | |
| シャワーチェアに座る。 | | | | | | | |
| シャワーチェアから腰を浮かせ、浴槽の縁に腰掛ける。 | 介助者は、利用者の足や手の動作の声かけをする。必要に 応じて、利用者の上半身や下肢を支える。 | | | | | | |
| 足を浴槽に入れる。 | 介助者は利用者の体を支え、足を片方ずつ浴槽に入れる動作の声かけをする。必要に応じて、利用者の上半身を支えたり、浴槽に足をいれるための持ち上げ動作を支える。 | | | | | | |
| ゆっくり腰を落とし、浴槽内いすに腰掛けて、湯船につかる。 | 声かけをし、必要に応じて、利用者の上半身を支える。 | | | | | | |
| 浴槽用手すりにつかまって立つ。 | 必要に応じて、利用者の上半身を支える。 | | | | | | |
| 浴槽の縁に腰掛け、浴槽用手すりをつかみ、足を浴槽から 出す。 | 必要に応じて、浴槽台を利用し、利用者の上半身を支えた り、浴槽に足を入れるための持ち上げ動作を支える。 | | | | | | |
| 浴槽の縁から腰を浮かせ、シャワーチェアに腰掛ける。 | 必要に応じて、利用者の上半身や下肢を支える。 | | | | | | |
| シャワーチェアから立ち上がる。 | | | | | | | |

令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.8) 令和3年4月26日 問5

Q.

入浴介助加算(II)については、個浴その他の利用者の居宅の状況に近い環境(手すりなど 入浴に要する福祉用具等を活用し利用者の居宅の浴室の環境を個別に模したもの)にて、入 浴介助を行うこととなっているが、例えばいわゆる大浴槽に福祉用具等を設置すること等に より利用者の居宅の浴室の状況に近い環境を再現することとしても差し支えないのか。

Α.

例えば、利用者の居宅の浴室の手すりの位置や浴槽の深さ・高さ等にあわせて、可動式手すり、浴槽内台、すのこ等を設置することにより、利用者の居宅の浴室の状況に近い環境が再現されていれば、差し支えない。

令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.8) 令和3年4月26日 問6

Q.

同一事業所において、入浴介助加算(I)を算定する者と入浴介助加算(II)を算定する者が混在しても差し支えないか。また、混在しても差し支えない場合、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について」(平成12年3月8日老企第41号)に定める「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(居宅サービス・施設サービス・居宅介護支援)」等はどのように記載させればよいか。

Α.

前段については、差し支えない。後段については、「加算Ⅱ」と記載させることとする。 (「加算Ⅱ」と記載した場合であっても、入浴介助加算(Ⅰ)を算定することは可能であ る。)